## 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:漁業) 事業者向け チェックシート

所属漁協名					
事業者名					
記入者の役職・氏名					
船名/トン数					
漁業種類 (複数の漁業種類を営んでいる場合、 漁業種類をすべてご記入ください。)					
雇用労働者の有無		有	/ 無		
記入日	令和	年	月	日	

## 現在の取組状況をご記入下さい。

	具体的な事項	<ul><li>○:実施</li><li>×:実施していない</li><li>△:今後、実施予定</li><li>一:該当しない</li></ul>
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当 者を選任する。	
1-(1)-(3)	作業安全や海難事故に関する研修・教育等を受ける。 また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い 収集に努める。	
1-(1)-4	適切な技能や免許等の資格を取得する。	
1-(1)-⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、従事者間で 作業の計画や安全意識を共有する。	
1-(1)-6	安全対策の推進に向け、従事者自らが提案を行う。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1-(2)-①	関係法令を遵守する。	
1-(2)-②	漁労機器や救命設備等、資機材等の使用に当たっては、取扱 説明書の確認等を通じて適正な使用方法を理解する。	
1-(2)-③	ライフジャケットの着用を徹底するとともに、作業に応 じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。	
1-(2)-4	健康状態の管理を行う。	
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩をとる。	

	具体的な事項	<ul><li>○:実施</li><li>×:実施していない</li><li>△:今後、実施予定</li><li>-:該当しない</li></ul>
1-(2)-⑥	作業安全対策に知見のある第三者機関による訪船 指導や地域の安全責任者等によるチェックを受け る。	
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1-(3)-①	燃料や薬品など危険性・有毒性のある資材を適切に保 管する。	
1-(3)-2	漁労機器や救命設備、航海機器等の日常点検・整備・ 保管を適切に行う。	
1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、無人化機械 等を含め、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の整備	l
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-2	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。	
1-(4)-3	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	
1-(4)-4	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を行う。	
1-(5)	事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と	活用
1-(5)-(1)	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事 例やヒヤリ・ハット事例を分析し、再発防止策を講じる。	
1-(5)-2	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時に備える	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の 補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応(救護・搬送、連絡、その後の調査、運輸局・労基署への届出、再発防止策の策定等)の手順を明文化する。	
2-(3)	事業継続のための備え	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合 等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討す る。	